

地域包括支援センターの運営・評価及び評価方法について

令和元年6月12日 隠岐広域連合介護保険課

地域包括支援センターは、適切、公正かつ中立な運営の確保を目指すため、年度毎に事業計画を立て、業務の遂行状況の評価を受けなければならないとされている。

本来、地域包括支援センター運営協議会は、市町村毎に1つの運営協議会を設置し、下記の事務を行うこととされているが、隠岐圏域の場合、複数の市町村により共同で設置することが認められていることから、隠岐広域連合介護保険運営協議会で、次のとおり実施する。

1. 所掌事務

- ① センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること
 - ア センターの担当する圏域の設定
 - イ センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の委託先法人の選定又はセンターの業務の委託先法人の変更
 - ウ センターの業務の委託先法人の総合事業及び予防給付に係る事業の実施
 - エ センターが第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定
 - オ その他介護保険運営協議会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項
- ② センターの行う業務に係る方針に関すること
センターが行う業務に係る方針が適切かどうか、町村に対して意見を述べるものとする。
- ③ センターの運営に関すること
 - ア 毎年度、センターより次に掲げる書類の提出を受けるものとする。
 - a 当該年度の事業計画書及び収支予算書
 - b 前年度の事業報告書及び収支決算書
 - c その他介護保険運営協議会が必要と認める書類
 - イ 事業が適切に実施されているかどうか、必要な基準を作成した上で、定期的に又は必要な時に、事業内容等の評価するものとする。その際には、アbの事業報告書によるほか、次に掲げる点を勘案しながら点検・評価を行うこととする。
(運営全体に関するもの)
 - a 組織・運営体制
 - ・担当する区域における高齢者のニーズの把握を行っているか
 - ・職員間、専門職間の連携が効果的に行われているか
 - ・ブランチ等との連携の向上につとめているか
 - b 個人情報の保護
 - ・責任者を配置するなど個人情報保護の徹底が図られているか。
 - c 利用者満足の上昇
 - ・適切な総合相談、苦情への対応ができる体制となっているか

- ・安心して相談できるようプライバシーの確保が行われているか
- d 公平性・中立性の確保
 - ・公平性、中立性に配慮して、介護サービス事業所等の紹介や指定介護予防支援業務の委託先の選定を行っているか
- (個別の業務に関するもの)
- e 総合相談支援業務
 - ・相談内容ごとの対応状況が把握（進捗管理）できているか
- f 権利擁護業務
 - ・成年後見制度の活用、消費者被害の防止の取組がなされているか。
- g 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
 - ・地域ケア会議の運営方針について職員間での共有ができているか
 - ・介護支援専門員に対する効果的な相談対応がなされているか
- h 介護予防に係るケアマネジメント
 - ・多様な地域の資源がケアプランに位置づけられているか
- i 市町村事業との連携
 - ・在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業との連携が適切になされているか。

④ センターの職員の確保に関すること

センターの職員を確保するため、必要に応じ、介護保険運営協議会の構成員や、地域の関係団体等の間での調整を行う。

⑤ その他の地域包括ケアに関すること

地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築、地域包括支援ネットワークを支える地域の社会的資源の開発その他の地域包括ケアに関する事項であって介護保険運営協議会が必要と判断した事項を行う。

2. 評価方法

(1) 評価の手順

- ①各町村のセンターは評価票に沿って自己評価を行う。
- ②介護保険運営協議会は、各町村のセンターに対してヒアリングを行う。
- ③介護保険運営協議会は、自己評価及びヒアリングをもとに、最終評価をする。

(2) 評価の基準

- A：できている。
- B：概ねできている。
- C：全くできていない

(3) 評価の対象期間と時期

対象期間：平成30年4月～平成31年3月

自己評価：平成31年4月～令和元年5月

最終評価：平成31年6月（運営協議会の開催）